

24 木曽文化公園の設置及び管理運営に関すること



主管：文化公園

経 緯

木曽文化公園は、昭和 62 年 3 月に策定された文化公園整備基本構想に基づき、圏域の文化、教育等の諸分野における拠点施設として、木曽特有の文化を創造する場として整備されたもので、昭和 63 年 5 月に着工し平成 2 年 2 月にしゅん工、同年 5 月に開館しました。

また、宿泊施設は開館以来、直営で運営してきましたが、平成 19 年 4 月から指定管理者制度へ移行しました。

文化ホールは、令和 3 年度から 4 年度にかけて緊急防災・減災事業債を活用して施設の大規模改修工事（ホール天井等改修、空調設備等改修）を行い公共施設の耐震化及び防災機能の強化を図りました。また、ホール客席の車いすスペースを 4 席分に増やすなど施設のバリアフリー化を推進しました。

現状と課題

木曽文化公園は「宿泊施設を併設している文化ホール、文化公園」という特性を生かし、木曽特有の文化を創造する場として、また、宿泊施設を利用した合宿との文化交流の場として位置づけられ、これまで郡内をはじめ県外の団体など多くの方々に利用されてきました。

近年、新型コロナウイルス感染予防に伴い自主事業や貸館業務が減っていますが、野外で行う天文学イベントなど感染拡大防止に対応する催し物も開催しています。

感染対策を継続しつつ、計画的な施設の整備を行い、宿泊施設を含めた公園全体の利用率の向上が課題です。また、施設使用申請書等の電子化を推進する必要があります。

今後の方針

木曽文化公園は、「木曽文化公園基本構想」に基づき、「創造と共感の場」「交流と学習の場」の提供による心豊かな住民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて貢献します。

そのために、「住民と協同し地域に愛される劇場」、「地方から文化発信を行える個性的で魅力ある劇場」、「地元財産を活用した劇場」となることを目指し、今後も多彩で独創的な事業を行い、創造表現活動への技術支援を行うほか、木曽の文化拠点として、良質な空間で良質な作品を鑑賞できるよう劇場機能の維持充実を図ります。

また、より良い施設運営のため、安全性や収益性の向上策の研究や検討を行います。

施 策

1 文化・芸術の振興に関する調査研究を進めます。

- ① 鑑賞事業
- ② 文化交流の実施
- ③ デジタル技術等を駆使した自主企画
- ④ 新たな住民参加事業
- ⑤ 構成町村と連携した地元伝統芸能の保存
- ⑥ 地元財産（星空等）を活用した事業

2 貸館事業の促進を図ります。

- ① 文化ホール、会議室の利用率向上

3 施設の安全な管理運営を行います。

- ① 施設の安全のための改修工事計画
- ② 宿泊施設の指定管理者制度の継続